

令和 2 年度
ハンセン病問題対策協議会統一要求書への回答

令和 2 年 10 月
厚生労働省

第1 謝罪・名誉回復について

1 基本方針の確認

今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。

(回答)

今後とも、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の趣旨を十分に踏まえつつ、皆様のご意見を伺いながら、途切れなくハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等を実施することを通して、元患者やご家族の皆様の名誉回復を図ってまいります。

2 中学生向けパンフレットについて

家族訴訟の終結を受け、全面改訂されたい。またそのための協議の場を設けられたい。

(回答)

中学生向けパンフレットについては、昨年6月の家族訴訟熊本地裁判決を踏まえ、ご家族の内容も盛り込んだ大幅な見直しが必要であると考えています。

見直しに当たっては、ハンセン病元患者及びそのご家族の皆様のご意見が必要不可欠であることから、今後、協議の場を設け、皆様のご意見を伺ってまいります。

3 追悼式出席者に対する旅費支給

追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給については、対象範囲の明確化を図るべく引き続き協議されたい。

(回答)

追悼式で挨拶をされない方々を含む出席者の方々の旅費については、平成30年度協議会でのご要望も踏まえ、昨年度より予算化しました。

今後とも、予算の確保に努めるとともに、旅費支給の対象範囲の明確化については、引き続き弁護士と協議してまいります。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

（回答）

今後とも、法律や「基本合意書」の趣旨等を踏まえ、また、引き続き、皆様からのご意見も伺いながら、必要な施策の充実に向け、できる限り努力してまいります。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

退所者及び非入所者の高齢化に伴い医療及び介護等福祉サービスへの需要が高まっている現状に鑑み、社会内において、ハンセン病に起因する後遺症に対応し、かつ偏見差別を受けることのない、適切かつ十分な医療や介護等福祉サービスを受受することができるよう、地方自治体と協力し、必要な制度改革や運用改善、及び医療従事者や介護サービス事業者に対する研修に取り組みされたい。

とりわけ、平成30年度の協議会において確認された、「地域における足底穿孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺障害に応じた適切な医療及び介護が行われるためのより充実した支援体制」を早期に確立すべく、

- ① 退所者・非入所者のニーズ調査に基づく諸施策の実施
- ② 協力医療機関・介護サービス事業所等の拡大とネットワークの構築
- ③ 退所者・非入所者が安心して地域における医療・介護サービスの提供を受けられるようにするため、国立療養所の医師あるいはソーシャルワーカー等が退所者・非入所者と医療機関及び介護サービス事業所を紹介し、かつ診療援助を行う人的物的体制の充実

を早期に進められたい。

昨年厚労省が実施したハンセン病後遺症のアンケート調査により、社会復帰者が足底穿孔症等のハンセン病特有の後遺障害がありながら、偏見・差別と医療機関への不信から早期治療が受けられない実態が明らかになった。そこで、まずは社会復帰者・社会内生活者が多数集中する沖縄県内から、医療・介護のネットワークを構築し、医師・ソーシャルワーカーらへの研修を速やかに実施するよう求める。

（回答）

地域におけるハンセン病特有の後遺症を有する方々への支援については、まずは退所者の方が多くいる沖縄県においてニーズの把握と支援策

の構築をモデル的に実施するため、退所者の会の皆様や沖縄県ゆうな協会、沖縄県庁などの関係者と意見交換を行ってきています。

引き続き、退所者の会をはじめとする皆様のご意見を伺いつつ、関係者とも相談しながら、地域での相談会や医療従事者向けの研修等を実施するなどの施策を具体化させていく所存です。

3 回復者等相談事業の拡充について

ハンセン病回復者に対する社会的偏見・差別の解消及び退所者・非入所者等の社会的支援のため、国の積極的関与と支援の下で、下記事項を重点課題として、さらなる相談事業の拡充をされたい。

- ア 退所者・非入所者の実情に応じた相談・研修会・支援サポートネットワーク構築等を目的とした、ピアサポーターによる「社会啓発推進・相談事業」の十分かつ円滑な運用のため、継続的に退所者・非入所者とのきめ細やかな意見・情報交換を行い、かつ十分な予算措置をすること
- イ 退所者、非入所者の居住分布及び生活実態に応じて、各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置されたい。とりわけ、沖縄県については、沖縄県ゆうな協会の委託事業内容及び人員体制の見直しや改善を通じて、同協会が本島居住者に対して十分かつ有効な支援を行うことができるようにするとともに、離島居住者のニーズに十分対応しうる人数のソーシャルワーカーを配置すること。

(回答)

社会啓発推進・相談事業については平成28年度より、地域の実情に応じた社会啓発を推進するとともに、社会で不安を抱える退所者等に対して相談等を行うための経費を措置しています。

同事業が効果的かつ円滑に実施されるよう、今後も皆様のご意見も伺いながら、必要があれば運用面の見直しを行うとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

沖縄県における退所者、非入所者への支援については、沖縄県ゆうな協会や関係機関とともに、本島・離島それぞれの課題と対応策について話し合いを進めており、今後とも、沖縄県の退所者・非入所者の皆様のご意見も伺いつつ、検討してまいります。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

(回答)

非入所者給与金受給者のご遺族に対する経済的支援については、平成30年度の「現況届」に併せて再度アンケート調査を実施し、その中でさ

らに聞き取り調査に同意をいただいた非入所者に対して、昨年度、弁護団の皆様にもご協力いただき、個別の聞き取り調査を行いました。

引き続き、弁護団と連携の上、生活実態等について聞き取り調査を行う予定であり、その調査結果を踏まえ、引き続き作業部会において、促進法の基本理念に照らし、経済的支援の在り方について検討してまいります。

5 ハンセン病に対する偏見差別を解消するための効果的な啓発活動の実施
これまで国の諸機関及び地方自治体は、本協議会の合意・確認事項の趣旨にそって、ハンセン病に対する偏見差別を解消すべく啓発活動を行ってきたところであるが、しかし、それでもなお、ハンセン病病歴者の親族に対する結婚差別等の差別被害事例が発生し、病歴者本人及びその家族らは、偏見差別に脅えている現実が続いている。

昨年6月28日のハンセン病家族訴訟熊本地方裁判所判決及び首相談話の趣旨をふまえ、かかる状況を改善すべく、これまでの啓発事業の効果について検証を実施したうえで、啓発の対象者、内容、規模、方法等について改善されたい。とりわけ、病歴者の親族に対する偏見差別解消を目的とした、病歴者本人やその家族のエンパワーメントを含む啓発活動を実施されたい。

(回答)

昨年6月の熊本家族訴訟判決及び7月の内閣総理大臣談話を受けて、同年10月に「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場」を設置、これまでに2回協議を開催し、元患者の方々やそのご家族の皆様の貴重なご意見を伺いました。

引き続きご意見をいただきながら、これまでの普及啓発の検証を行い、今後の改善方策について検討してまいります。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

（回答）

入所者の皆様に対する在園保障については、これまでの当協議会の確認事項において、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認しています。

引き続き、入所者の皆様の視点に立った施策を推進し、療養環境の充実を図るとともに、ハンセン病問題の解決にしっかり取り組んでまいります。

2 医師の確保について

厚生労働省は、基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められていること、また、平成26年11月18日に参議院厚生労働委員会が「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること」との附帯決議を行っていること等に基づき、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の不合理な格差解消、「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含む工夫により、国立ハンセン病療養所の医師の確保に一層尽力されたい。

特に、医師確保の困難が隔離政策に起因していること、すなわち、国の政策が医師偏在状況を生み出したことに鑑み、医師偏在対策においてハンセン療養所を特に位置づけるなど、ハンセン病療養所における医師の業務の特殊性及び上記のハンセン病療養所における医師確保に関する国の責務に基づき、特別の施策を講じられたい。

（回答）

国立ハンセン病療養所の医師については、本年5月時点で定員146人に対し現員が112人と、34人の欠員が生じているものの、昨年度同時期と比較すると1名増となっています。

欠員が生じている理由としては、多くの療養所がへき地・離島に所在

していることや給与等の処遇面が民間と比較して低いことなどが要因の一つとして考えられます。

このため、医師の処遇改善については、令和元年度より園長及び副園長についても、俸給の調整額の適用対象とし、年額 60 万円程度の給与改善が行われたところですが、今後もさらなる処遇改善の実現に努めてまいります。

また、超党派の議員懇談会等において検討が重ねられた結果、昨年 11 月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が成立し、医師の勤務時間内における兼業規制が緩和されたことで、ハンセン病療養所に勤務しながら、他の医療機関において診療行為を行うことが可能となりました。これにより、医師の確保につながったケースも数件あると承知しています。

その他の取り組みとして、関係自治体、主要大学の医学部、国立病院機構などの機関を訪問して協力を依頼するとともに、全国的な病院説明会への参加、自治体や大学等へのパンフレット・ポスター等の配布などアピールを進めています。

引き続き、医師確保に取り組み、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう努めてまいります。

3 職員問題について

- (1) 令和 2 年度のハンセン病療養所定員は、大幅な減少となった（94 名の減、3 名の増、△91）。この大幅定員減による入所者の医療・看護・介護に対する影響を最小限に留めるべく厚生労働省において様々な対応がなされていることは承知しているが、同様の対応は持続可能なものとは考え難い。政府としては、今後、統一交渉団と厚生労働省との間で締結された平成 26 年 8 月 15 日付け合意書を踏まえつつも、同合意書は平成 31 年以後の定員削減に関しては最低ラインを示すに留まるものである一方、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第 11 条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりにより要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、現状に即した追加的な枠組みを定め、むしろ定員の実質減を回避するよう確保されたい。

(回答)

- 平成 26 年 8 月に、統一交渉団との間で締結した合意書では、
- ・平成 31 年度以降は、定員を継続的に減少させていくが、その際の「入所者 1 人当たりの定員」については、平成 30 年度時点の水準を下回らないこと
- を目指すこととされています。

入所者の皆様においては、高齢化が進み、職員の看護・介護によらなければ日々の生活を維持することが困難になっている方も増えていることから、入所者の皆様が安心して豊かな生活を営めるよう良好な療養環境を確保していくことは重要な課題であると認識しています。

令和3年度定員要求においては、46人の新規増員要求を行っており、1人でも多くの人員確保に努めます。

(2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できないが、看護師の欠員状況に加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても埋まらない欠員状況が続いている。期間業務職員の募集等について一定の制度的な対応がなされたものの、問題の解決に至っておらず、むしろ状況は悪化している懸念がある。かかる欠員状況を解消されたい。また、欠員状況に関する原因及び今後の見通し・取組方針について説明されたい。

(回答)

合意書では、介護員等の支援を必要とする入所者1人当たりの介護員・看護師の定員について、平成30年度までに1.5人に拡充するとしており、令和2年度においては、2.5人の職員を確保しています。

また、期間業務職員については、定数を超えて採用する施設や、各施設における充足率のばらつきなどを踏まえ、今年度より、療養所毎の定数配付は行っておらず、予算の範囲内で柔軟に、療養所の運営に必要な職員を採用することを可能としました。

なお、令和元年5月時点における期間業務職員については、予算上の定数より294人少ないが、調理業務や清掃業務等については民間委託等を実施しており、令和2年度においては、延べ297人の委託職員等が療養所での業務に従事していることから、療養所の管理・運営体制は維持しているものと考えています。

今後とも、入所者の皆様の適切な療養体制の確保を図るために、対応してまいります。

(3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったことに起因し、同一労働同一賃金の原則に合致しない状況がなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。

(回答)

厳しい定員事情にあるものの、入所者の高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大等を勘案し、令和2年度については42名の賃金職員を定員化しました。

また、賃金・期間業務職員の給与については、日額単価を定員職員と同等となるよう、引き上げを行うなど処遇改善にも努めており、ご理解ください。

さらに、昭和 58 年の閣議決定により、介護員以外の技能・労務職員等の定員化は困難ですが、期間業務職員については、平成 29 年度に電気・水道・ボイラー等ライフライン関連業務等職員の新規採用を認め、今年度からは各施設が予算の範囲内で柔軟に必要な職員を採用できるようにしています。

(4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく、その具体的状況に応じて必要な場合は期間業務職員等の職員を確保することとされた。

(回答)

今後とも、必要に応じて期間業務職員等の確保を行い、入所者の皆様の適切な療養体制の確保を図っていくために、適切に対応します。

(5) 現在、介護三交替制が 6 つの療養所で実施されているが、一部の療養所においては、実施に必要な人員確保及びこれに関する入所者・介護スタッフの理解を得るための導入プロセスに問題があったのではないかと懸念がある。介護三交替導入を契機に退職を余儀なくされた事例もあり見逃すことは出来ない。介護員の夜間手当が日額 730 円から 1060 円に改善されたことは一定の評価ができるが、他の施設や看護師に比して、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保（特に、日中の介護力が低下しない体制の確保）が必須の前提であること、加えて関係者の理解が重要であることを確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、引き続き手当の抜本的増額等（特に、ハンセン病介護の特殊性及び三交替導入を理由としたハンセン病療養所のための手当の新設）を求める。

(回答)

介護員交替制勤務の導入にあたっては、入所者の療養生活を第一に考え、各園の幹部会議や管理診療会議等で夜間介護の必要性や業務内容、配置人員等の確認・検討し、職員にも説明を行った上で、入所者の意見を踏まえながら、導入をすべきと考えています。

介護員の夜間業務にかかる手当額については、令和元年度より増額が認められたところですが、さらに改善が図られるよう、令和 3 年度要求においても増額要求を行っています。

(6) 上記(1)及び(5)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組(特に、定員及び人員確保の方針、並びに介護員の三交替制)について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

(回答)

ご要望の点については、必要に応じて、今後も協議の形態や協議する内容等を相談してまいりたいと考えています。

4 大島青松園の船舶等の問題について

(1) 船舶(官用船及び民間委託船)の運航が国の責任により円滑かつ安定的に確保されることは、大島青松園入所者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むために不可欠であり、またその利便性が向上することは医師や職員の確保にとっても極めて重要であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。

(回答)

大島青松園は離島に立地していることから船舶が唯一の移動手段であるため、船舶を安定的に運航することは重要であると認識しています。

引き続き、大島青松園の入所者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう船舶を安全かつ安定的に運航するようしっかり取り組んでまいります。

(2) 運航関連施設の改善整備を早急に実現するため関連自治体等との連携協力ならびに地元ステークホルダーとの調整に積極的に取り組まれたい。

(回答)

大島港の棧橋整備については、防波堤、護岸改良工事等は大島港の港湾管理者である高松市、浮棧橋設置は厚生労働省がそれぞれ行うことで合意し、大島港の整備に向けて調整を進めています。

また、地元の関係者に対しては、高松市と大島青松園による調整が進んでいると伺っています。

今後とも、大島港の棧橋の早期整備に向け、関係者と連携の上、進めてまいります。

5 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

この問題については、過去4か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、開催時期等に考慮を要するものの、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。

また、上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去2回の外部委員研修における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であることが明らかとなったため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

(回答)

入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制の構築については重要な課題と認識しており、統一交渉団、療養所施設長、厚生労働省による『人権擁護のための委員会組織の協議』を昨年10月に開催しています。

また、外部委員に対する研修についても、ハンセン病療養所の歴史や経緯、各園における取組の状況等を理解していただくことは重要であると認識しており、『人権擁護に関する委員会の外部委員に対する研修』を昨年12月に開催しています。

令和2年度においては、コロナ禍の状況の中、開催時期や開催方法について、関係者にご相談させていただきながら進めてまいります。

6 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しのつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や(上記3(5)参照)、病棟、不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織(上記5参照)及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい(基本法6条)。

(回答)

療養所の人員配置や組織体制に関するものについては、施設長の責任と権限において、実施すべきものです。

しかしながら、入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当

たっては、全療協や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧に説明を行うとともに、十分な理解を得た上で実施してまいります。

第4 真相究明

1 歴史的建造物史跡等の保存

(1) 歴史的建造物の緊急補修工事

平成30年度からの歴史的建造物の緊急保存工事について、昨年の協議会では「令和元年度から設計に着手し、可能なものは令和元年度に着工する」との確認がなされたが、進捗状況について説明されたい。

(回答)

平成30年度からの緊急補修工事の対象とされた7施設進捗状況は下表のとおりです。

東北新生園 ・葉の木沢分校	令和元年度末までに設計・工事まで完了
長島愛生園 ・旧事務本館、 ・浴場、 ・洗濯場、 ・園長官舎	30年度の調査の結果、耐震性の問題から緊急補修が困難であることが判明した。今後、瀬戸内3園及び地元自治体で進めている世界遺産登録推進協議会や、同園の歴史的建造物等保存ワーキンググループにおいて対応について検討を行う予定
菊池恵楓園 ・旧事務本館	新社会交流会館の整備と併せて改装工事を予定しており、昨年度より設計を進め、令和2年7月から着工、令和3年度末までに完了、令和4年度開館予定
大島青松園 ・霊交会キリスト教会	30年度中に調査を終え、昨年度に設計業務の調達を行ったものの不落となり、今年度、改めて設計業務の調達を行う予定

(2) 史跡保存

多磨の少年少女舎をはじめとする各療養所の史跡の保存について、昨年の協議会で確認された「療養所全体の本格的保存に向けた考え方の中で、大事なものとしてしっかり進めていく」という基本的姿勢を、今後も堅持することを約束されたい

(回答)

昨年3月の「歴史的建造物の保存等に関する検討会」において、本格的な保存に向けた考え方を再整理し、「基本的な考え」がまとめられましたが、「歴史的建造物等」には史跡も含まれており、今後、この考え方に基づき各療養所において検討を進めていただき、選定された史跡については、大事なものとして保存を進めてまいります。

(3) 永続保存

療養所の歴史的建造物・史跡等の永続的保存について、昨年協議会で確認した、療養所ごとの「保存方法も含めた保存対象のリスト案」の作成は、現在どの程度進んでいるのか説明されたい。また、この保存対象リスト案の作成作業が進んでいない場合、その原因はどこにあると考え、本省としてどのように支援していくのか、考え方を示されたい。

(回答)

各療養所における検討状況は下表のとおりです。

厚生労働省としても、必要に応じて、他の療養所における選定の考え方、検討の進め方等を紹介するなどにより支援していく所存です。

松丘保養園	入所者自治会との意見交換に至っておらず今後調整予定
東北新生園	療養所内の検討終了、今後、WG等で検討予定
栗生楽泉園	既に作成済みの歴史的建造物等調査票を基本に入所者自治会と今後協議予定
多磨全生園	保存対象リスト案を策定、厚生労働省へご提出いただいたところであり、今後、WG等で検討予定
駿河療養所	保存対象リスト案を策定、厚生労働省へご提出いただいたところであり、今後、WG等で検討予定
長島愛生園	従前より活動しているNPO法人「ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会」において歴史的建造物等の保存状況や復元等について調査・検討中
邑久光明園	
大島青松園	保存対象等について療養所内で検討中
菊池恵楓園	保存対象等について療養所内で検討中
星塚敬愛園	保存対象リスト案を策定、厚生労働省へご提出いただいたところであり、今後、WG等で検討予定
奄美和光園	保存対象リスト案を策定、厚生労働省へご提出いただいたところであり、今後、WG等で検討予定
沖縄愛楽園	保存対象等について療養所内で検討中
宮古南静園	保存対象等について療養所内で検討中

2 社会交流会館

(1) 社会交流会館における学芸員の増員、語り部からの聞き取り調査への国立ハンセン病資料館の支援について、現状を説明されたい。

(回答)

令和2年度予算においては、新たに2名の学芸員の増員に必要な経費を計上しており、社会交流会館における学芸員の複数名配置を進めています。

社会交流会館の学芸員による聞き取り調査に対する資料館の支援としては、研修等において、回復者への接遇や聞き取りの際の留意事項、聞き取った情報・記録の保存などの指導・助言を行っています。

(2) 社会交流会館の運営費については、各療養所において円滑な運用がはかられているのか、現状を報告されたい。

また、社会交流会館の運営等について、昨年の協議会で確認した統一交渉団と厚労省との協議の場の設置については、実りある協議ができるよう、積極的な協力を求める。

(回答)

社会交流会館の運営費については、昨年度のハンセン病問題対策協議会における確認事項において、「円滑に運用できるよう、施設に対して周知すること」が確認されています。

当該確認事項を踏まえ、社会交流会館の運営費は予算科目である入所者療養諸費の内数であることから、運営費を本来の用途で円滑に運用できるよう、各施設の運営費の額を明示した上で予算配賦しています。

引き続き、社会交流会館の運営費が円滑に執行できるよう、努めてまいります。

また、社会交流会館のよりよい運営に向けて有意義な議論が行えるよう、協議の場を設けたいと思います。

3 旧菊池医療刑務支所

菊池医療刑務支所については、昨年建物が取り壊され、来年は小中学校開校予定との報道があるが、厚生労働省からは昨年協議会以降も、統一交渉団に情報提供がなされなかった。同支所に関する歴史の保存について、厚生労働省としてはどのように考えているのか。

(回答)

旧菊池医療刑務支所の歴史を後世に伝えることは大変重要であると考えており、厚労省としても、同支所の歴史が風化することのないよう、今後とも普及啓発に努めてまいります。

4 医療基本法

医療基本法については、厚生労働省としても重要な視点として方向性を共有するという、去年の協議会で確認された姿勢を、引き続き継続されたい。

(回答)

「医療基本法」については、制定に向けた議員連盟が、昨年2月6日に設立され、御議論が進められていると承知しています。

去年の協議会でお示しさせていただいたとおり、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、我々の進める施策とも方向性を共有しているものと理解しています。

引き続き、国民合意のもとで総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、議員連盟での御議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしてまいります。

第5 将来構想

- 1 療養所の将来構想、特に入所者が少人数になった場合の療養所の医療、介護の在り方及び入所者がいなくなった場合の療養所の永続化の問題を具体化することは、喫緊の課題と考えるが、厚生労働省としての、認識を改めて明らかにされたい。
- 2 こうした問題を具体化するために、厚生労働省と統一交渉団による意見交換会を定期的に開催していただきたい。

(回答)

療養所の医療、介護については、平成13年のハンセン病問題対策協議会における確認事項において、入所者の終生の在園を保障することを確認しています。

今後とも、療養所の医療及び介護体制の整備及び充実に努めるとともに、療養所の将来構想、医療、介護の在り方については、当事者である入所者の意向を確認しながら、丁寧に対応してまいります。

永続化の問題については、国が責任を持って対応していくべきものと認識しており、今後も具体化に向けて、意見交換会において統一交渉団の皆様と協議・検討していきたいと考えています。

- 3 将来構想、永続化の実現のためには、療養所所在市町連絡協議会との協力関係の構築が必要と考えるが、そのための方策について、説明されたい。

(回答)

療養所の将来構想及び永続化の実現のために、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会と協力していくことは重要と考えており、例年、同連絡協議会の総会に出席し、意見交換を行える関係性を築いています。

今後とも、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会の場等を活用した意見交換を行い、協力してまいります。

第6 元患者家族に対する施策について

1 基本方針の確認

ハンセン病元患者家族（以下「家族」という。）に対する国の責任を認めた令和元年6月28日熊本地裁判決、同年7月12日内閣総理大臣談話等を受けて制定された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」および「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」にしたがって、家族が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

（回答）

厚生労働省としても、総理談話や家族補償法、改正促進法の趣旨を十分に踏まえつつ、元患者の方々やそのご家族の皆様のご意見を伺いながら、偏見や差別のない社会の実現に全力で取り組んでいく所存です。

2 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また、ハンセン病元患者との家族関係回復につなげるため、下記事項に十分配慮しつつ、相談体制の整備・充実を図られたい。

- （1）家族の実情をふまえた実効性ある相談体制とすべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行うこと
- （2）各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置するとともに、家族から相談員（ピアサポーター）を募集・登録し、各地における相談・個別支援が可能な体制を構築すること
- （3）相談員が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること

（回答）

今後とも、ご家族及び弁護団のご意見を伺いながら、相談体制の整備・充実を図ってまいります。

3 家族交流会・講師等派遣事業の実施

家族が、相互に交流することを通じて、自らの被害の回復および家族関係の回復等を図るために、家族交流会事業を実施すること、また、偏見差別の解消を図るために講師等派遣事業を実施することを確認されたい。

なお、上記各事業の実施に際しては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、事前に家族および弁護団と

の十分な協議を行うこと、事業開始後においても、継続的かつきめ細やかな意見交換を行うことを約束されたい。

(回答)

元患者のご家族の皆様が、同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより家族関係回復の一助になるよう、また、ご家族の皆様自身が企業や学校等に赴き講演を行うことにより、偏見・差別の解消や社会参加が図られるよう、両事業の着実な実施に努めてまいります。

また、両事業の実施に当たり、事業開始前だけでなく事業開始後においても、協議・意見交換を行うことを約束します。